

3. 自主防災組織(災害対策本部、避難所運営委員会、町会)

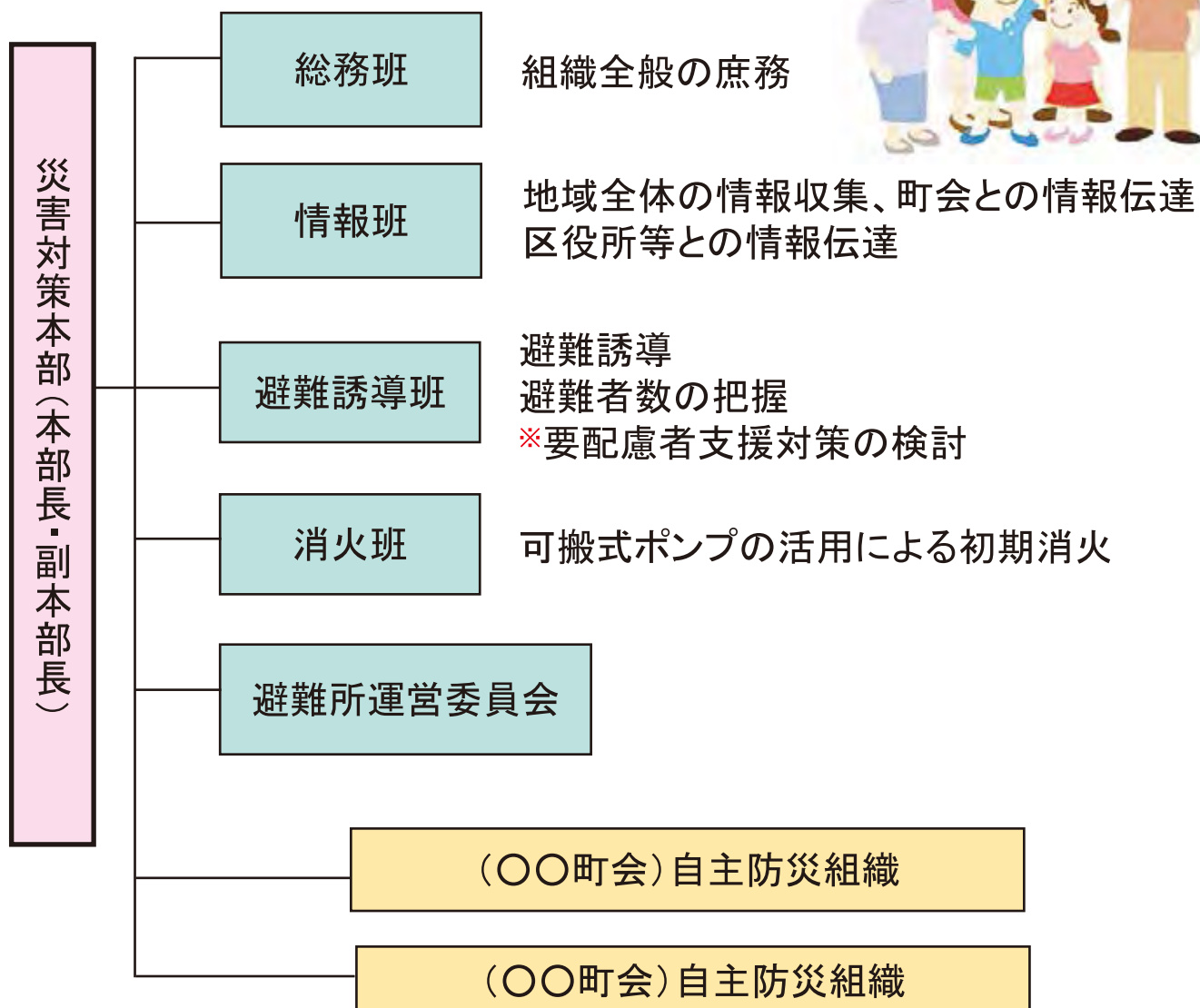
大阪市自主防災活動マニュアル準拠

(1) 組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通の目的に向かって活動を行う自主防災組織は、上福島の対象地域に居住及び勤務する広範囲な人員で構成する組織とする。

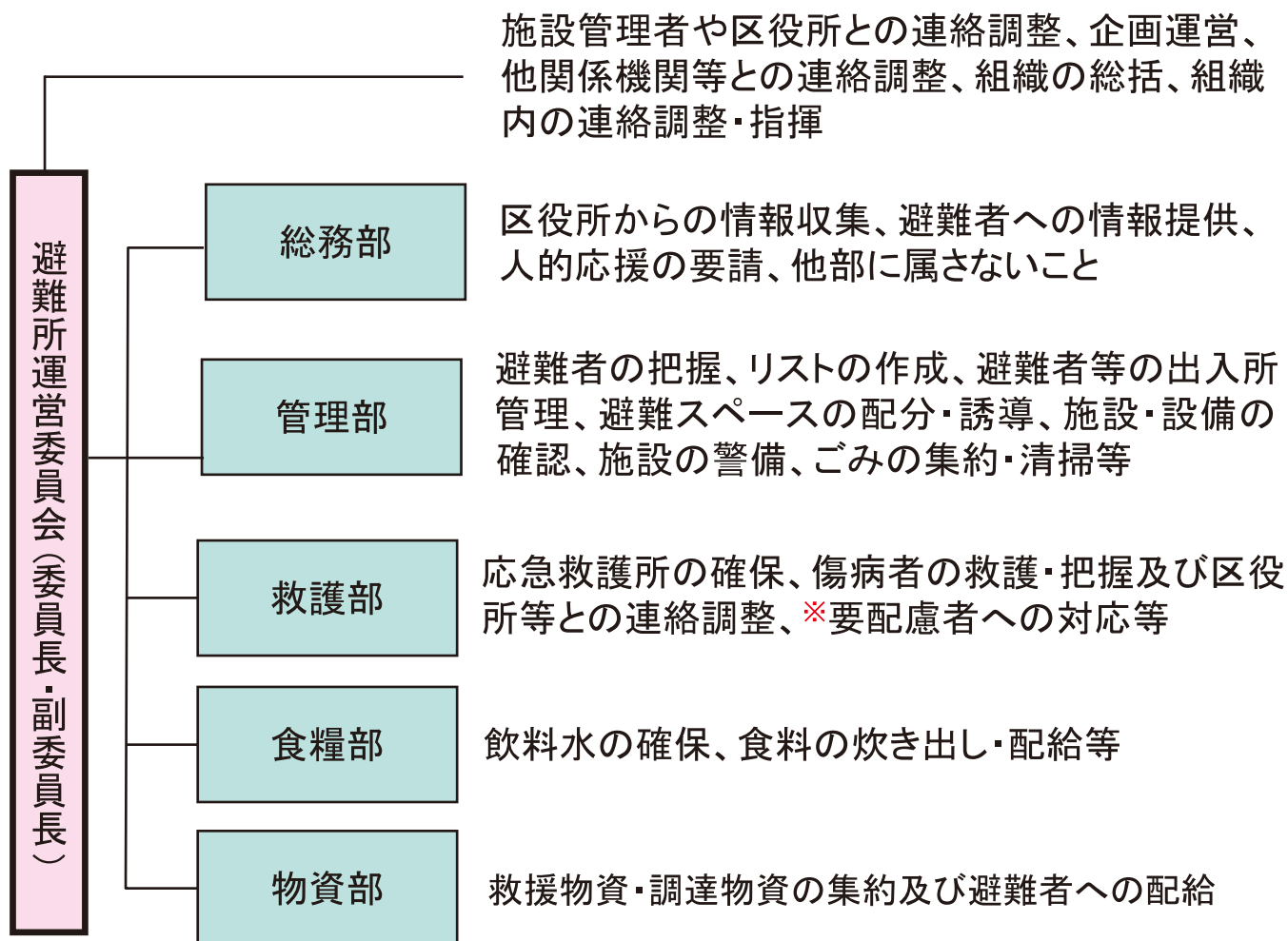
(2) 本部の組織図・役割

上記組織員から災害対策本部の各班員、避難所運営委員会の各部員を決定する(2年に1回)。訓練時には、その役割を実際に担う活動を行う。



※要配慮者とは…高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など災害時に配慮を要する方

(3) 避難所運営委員会の組織図・役割



(4) 災害時避難所について

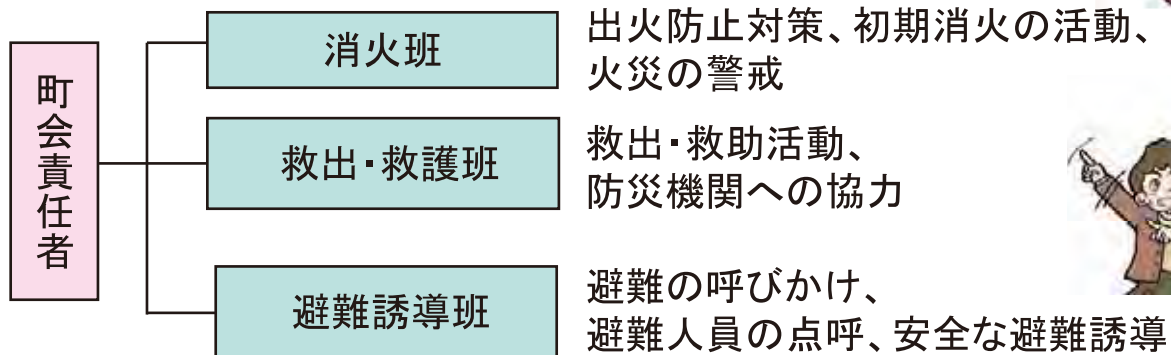
- ①本部・救護所については資料編の配置図の記載通りに定める。発災時は一旦、住民を一時待機場所(体育館)に待機頂き、避難所運営委員会で配置(部屋わり)を決める。
- ②配置図では、施設管理者との調整で、あらかじめ使用出来ないと判明している部屋については斜線で表示している。
- ③部屋割りに関しては※要配慮者、女性への配慮を考える。
 - ※要配慮者 福祉避難室、場合により福祉避難所へ
 - 女性への配慮 仮設トイレ(女性用)
女性更衣室
女性用物資保管庫
女性用物干し場 など



※要配慮者とは…高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など災害時に配慮を要する方

(5) 町会の自主防災組織図・役割

町会責任者(町会に残って指揮を取る人)は各班の役割を担うリーダーを決め、元気な町会員で班員を編成します。
 下記班以外に、安否確認、情報の収集伝達、被害等の報告、デマ防止などの役割が必要です。町会責任者は必要に応じて、これらを担当する班を編成します。



災害による被害状況や時期区分などに応じて、適宜、班編成を見直します。
 特に災害が起きた直後は、初期消火活動や救出・救護活動に多くの人員が必要となったり、応急期には避難所の運営や情報の収集・伝達、復興期には復興に向けた組織づくりやボランティア及びNPO等との連携に多くの人員が必要となることが想定されますので、災害発生後の状況や時間経過などによって柔軟に班編成を行います。

上福島地域自主防災組織(全体イメージ図)

